

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

簡易課税の事業区分 ～「サービス業等」の 定義を検証する～

#315 熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

委託販売取引において、受託者が収受する手数料収入は、簡易課税制度の適用を受ける場合、第何種事業となるのだろうか？



正解は第4種事業である。受託販売（代理商、仲立業）は、日本標準産業分類の大分類I－卸売業、小売業（細分類番号5598）に区分される。

代理商、仲立業は、消費税法基本通達13－2－4（第三種事業、第五種事業及び第六種事業の範囲）に定める第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない。さらに、仕入商品の販売ではないので当然に第1種事業や第2種事業にも該当せず、どん詰まりの第4種事業に該当することとなるのである。

なお、代理商、仲立業については、国税庁質疑応答事例の簡易課税制度（6 日本標準産業分類からみた事業区分（大分類－I卸売業、小売業））にも第4種事業に該当することが明記されている。

ところで、令和8年度（第76回）税理士試験の消費税法では、数年ぶりに簡易課税の計算問題が出題された。問題文中、雑収入の内訳として自動販売機の設置手数料が資料として与えられていたが、この自動販売機の設置手数料は第何種事業に区分されるのであろうか……。大手受験専門学校